

健康保険 きょうと

資格確認書って？

マイナ保険証を使用しない方は
必須らしいよ！

じゃあ確認しないとね

令和7年12月2日以降、
現在お持ちの健康保険証は
使用できなくなります。



令和6年11月30日までに加入された方へ

資格確認書を送付いたします

送付対象	現在、健康保険証をお持ちの方(令和6年11月30日までに加入された方)で 令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方※1
送付時期	令和7年9月末から10月上旬
送付先	被保険者様の住所に送付(被扶養者様分の資格確認書も同様) ※送付する資格確認書が5枚以上の場合は、複数の封筒で送付します

※1 以下のいずれかに該当する方が対象です。

- ・マイナバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナバーを提出していない。
- ・健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナバーカードで医療機関等を受診することができない。
- ・マイナバーカードの電子証明書の有効期限が切れている。なお、こちらの条件に該当する方やマイナ保険証利用登録解除された方には、事業所様へ随時「資格確認書」を送付しております。

事業所ご担当者様へのお願い

- 資格確認書の送付対象者をお知らせするため、令和7年7月から8月にかけて、事業所様へ資格確認書送付対象者一覧表を送付しております。上記事項について対象者様への周知をお願いいたします。
- 被保険者様の住所に送付後、宛所不明等の理由により不着となった場合は、事業所様へ再度送付いたしますので対象者様へお渡しいただきますようお願いいたします。

第3回 「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」って？

6月号から全4回にわたりマイナ保険証について連載しています。

前はマイナ保険証での受診方法について紹介しました。今回は、名前が似ているけれども使用場面が異なる「資格確認書」「資格情報のお知らせ」についてご紹介します。



	使用場面	使用方法
 資格確認書	マイナ保険証を利用することができない方が 医療機関等を受診するとき	医療機関等へ提示
 資格情報のお知らせ	●各種給付金の申請に必要な記号番号等を 確認するとき ●受診の際、医療機関等のカードリーダーが 使えないとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を 医療機関等に提示(※マイナポータルから確認できる 「わたしの情報」でも代用可能です。) 資格情報のお知らせや「わたしの情報」のみでは 受診はできません。

次回は10月号に掲載予定です。

その他、取得方法等についてはこちら



第2回 「マイナ保険証での医療機関等の受診について」はこちら！



定期健診(事業者健診)の結果を 協会けんぽにご提供ください！

従業員の皆様の健康維持にもつながりますので、ご協力をお願いいたします。



協会けんぽへの定期健診結果データの提供は法令で義務付けられています

加入者の皆様の健康増進を目的に、労働安全衛生法に基づき事業者が従業員へ実施する定期健診結果データの取得を行っています。

定期健診結果データの提供は、「**高齢者の医療の確保に関する法律**」および「**健康保険法**」により義務付けられています。
ご提供にあたり、**事業者が個人情報保護に関する責任を問われることはありません。**

定期健診結果データの提供のメリット

1 従業員様の健康管理に役立ちます

健診結果により生活習慣病発症のリスクが高いと判断された方は、**特定保健指導(専門家による健康サポート)**が**無料**で受けられます。



2 従業員様の利便性が向上します

マイナポータル上で従業員様(ご本人)が**健診結果を閲覧**できるようになります。また、ご本人同意のもと、診療や薬局での処方に活用することができます。

【出典】デジタル庁「マイナポータルの機能追加について」



提供の対象となる方

協会けんぽのご加入者

ただし、今年度の生活習慣病予防健診等、協会けんぽの補助を利用した健診を受診される(された)方を除きます。



主な提供方法

おすすめ

方法①

健診機関を通じて健診結果を提出

「提供依頼書」を京都支部へ提出していただき、健診機関から結果データを受領します。

データ提供が可能な
健診機関一覧はこちら



「提供依頼書」はこちら
京都支部までお送りください



方法①で健診機関がデータ提供できない場合

方法②

事業所様から 健診結果票の写し(紙)等を提出

従業員様の健診結果をコピーし、京都支部までお送りください。

詳しい提出手順等はこちら



協会けんぽ京都支部が委託している「**東京ソフトビジネス株式会社**」から
定期健診結果データの提供をご依頼する場合があります。